

三重県総合医療センター次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立を図ることができる職場環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間

令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

2.内容（目標）

- ・男性職員が取得できる子育てのための休業制度等の周知と取得推進を図る。
- ・時間外勤務時間数の削減を図る。

3.主な取組内容（令和7年4月～）

- ・育児休業その他子育てのための制度（育児休業、部分休業、育児短時間勤務等）や特別休暇（男性職員の育児参加休暇、育児時間等）等について、周知を図る。
- ・円滑に育児休業を取得できるよう、所属の業務内容を十分に考慮のうえ、業務分担や体制の見直しについて、職員の理解を図る。
- ・休業制度等を取得するにあたり、職員が気兼ねなく、安心して制度を利用できるよう、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努める。
- ・復帰後、育児短時間勤務や部分休業等の利用に応じて、具体的な業務分担を工夫する、周囲の職員の理解促進を図る等、協力体制の構築に努める。
- ・業務の重点化と業務削減・プロセス改善等の推進や、会議時間の短縮の実践など定時退勤の推進を図る。